

さ情審査答申第42号
平成19年8月31日

さいたま市長 相川宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答 申 書

平成19年1月4日付けで貴職から受けた、身体障害者援護措置決定通知書の様式について①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む）②何のためにどのように利用されているのか、その手続きの詳細が分かるもの（以下「本件対象行政情報」という。）の一部公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

さいたま市長（以下「実施機関」という。）が、本件対象行政情報を、①「障害福祉システム開発全システム」、②「支援課事務マニュアル」と特定し、②につき公開したものの、①については、廃棄（平成14年4月1日）済みのため不存在を理由に公開しなかった本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年8月15日付け保福障福第2327号により、実施機関が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 理由付記義務懈怠の瑕疵がある。
- (2) 行政情報の特定を誤っている。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書、口頭意見陳述及び補充説明書において、次のように説明している。

- 1 本件対象行政情報のうち「①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む）」については、障害福祉システムを構築し身体障害者援護措置決定通知書をシステム帳票として導入したことから、平成10年度個別フォルダー「障害福祉システム開発全システム」を特定し、「②何のためにどのように利用されているのか、その手続の詳細が分かるもの」については、当該決定通知書が補装具に係る事務手続上どのように交付されるかを事務フロー等でまとめている「支援課事務マニュアル」を特定した。「障害福祉システム開発全システム」については保存期間が3年であり、平成14年4月1日に廃棄したことから、「支援課事務マニュアル」のみ公開して、行政情報一部公開決定とした。
- 2 行政情報一部公開決定通知書では、「公開しない部分」として特定した行政情報「障害福祉システム開発全システム」は、平成14年4月1日付けで保存期間満了により廃棄しているとして、公開請求者が拒否の理由を明確に認識し得る程度に記載していることから、理由付記義務懈怠の瑕疵があるという異議申立人の主張は妥当ではない。
- 3 「①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む）」については、身体障害者援護措置決定通知書が障害福祉システムから出力される帳票であり、システム導入時の行政情報の中に各種福祉サービスに係るシステム開発の行政情報は個別に存在していたが、補装具の交付に係る当該帳票に限定した行政情報は存在しないことから、システム開発の全般的な行政情報を有している個別フォルダー「障害福祉システム開発全システム」に含まれていると判断される。また「②何のためにどのように利用されているのか、その手続の詳細が分かるもの」については、障害福祉サービスを担当している区役所支援課の職員が利用し、障害者が補装具の申請を行ってから福祉事務所が決定し補装具が交付されるまでを事務フロー及び帳票サンプルを用いてまとめている「支援課事務マニュアル」を特定したことから、行政情報の特定を誤っているという異議申立人の主張は妥当ではない。

第4 審査会の判断の理由

1 理由付記義務懈怠の瑕疵の主張について

実施機関は異議申立人に対して、平成18年8月15日付け行政情報一部公開決定通知書において、上記特定に係る「障害福祉システム開発全システム」につき、「保存期間満了により廃棄（平成14年4月1日廃棄）済

みのため不存在」と記載して公開できない理由を具体的、明確に表示しているのであるから、理由付記義務懈怠の瑕疵があるとの異議申立人の主張は認められない。

2 本件対象行政情報の特定について

本件につき異議申立人が実施機関に公開を求めた情報は、行政情報公開請求書に別紙として添付した「身体障害者援護措置決定通知書」の様式について、①いつ定められたのか、その経緯（システム基本設計書の当該部分を含む）、②何のためにどのように利用されているのか、その手続きの詳細が分かるもの、というものであり、それに対して実施機関は、①については「障害福祉システム開発全システム」を特定し（保存期間満了により平成14年4月1日廃棄済みを理由に非公開）、②については「支援課事務マニュアル」を特定した（閲覧提供済）。

このように異議申立人が公開を求めた行政情報は、①に関しては、異議申立人自らが本件行政情報公開を請求するにあたって実施機関に提出した請求書に別紙として添付した「身体障害者援護措置決定通知書」（以下「本件通知書」という。）に係るものであるところ、実施機関の説明によれば、本件通知書は、障害福祉システムから出力した帳票であるが、この帳票の作成、導入に関するものとしては「障害福祉システム開発全システム」以外には存在しない、というのであり、また、②に関しては、実施機関が特定した「支援課事務マニュアル」以外には存在しない、というのであって、この説明を退け他に情報が存在することを疑うべき特段の事情も見出し得ないのであるから、実施機関において異議申立人が公開を求めた行政情報につき、その特定を誤っているとは認め難い。

なお、行政情報の公開の請求をしようとする者は、実施機関に対し、行政情報の名称その他公開請求に係る行政情報を特定するために必要な事項を記載した書面を提出しなければならない、とされ（条例第6条第1項第2号）、他方、実施機関においては、市民は行政情報がどのような形で存在しているか知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが考えられることから、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に求める行政情報を探ることができるよう行政情報の検索に必要な資料（原則として、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号）に定めるファイル基準表）を作成し閲覧に供することが要請され（条例第22条）、また、提出された公開請求書に行政情報の特定等につき不備があると認める場合には、相当期間を定めて補正を求め、また、補正に必要な参考となるべき情報を提供すべき努力義務が定められている（条例第6条第2項）ところであるから、かかる諸規定に則り、的確な活用、実施を図られえる

よう一般論ながら付言する。

- 3 以上の次第であり、既に公開している行政情報以外に本件対象行政情報は存在しておらず、本件異議申立てには理由がないから、当審査会は、前記第1の結論のとおり、答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

| | | |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成19年 1月 4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同 年 1月25日 | 実施機関から理由説明書を受理 |
| ③ | 同 年 2月15日 | 審議 |
| ④ | 同 年 6月21日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ⑤ | 同 年 7月 6日 | 実施機関から補充説明書を受理 |
| ⑥ | 同 年 7月12日 | 審議 |
| ⑦ | 同 年 8月 9日 | 審議 |

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|---------|---------|-------|
| 委 員 | 荒 木 直 人 | 弁護士 |
| 会 長 | 小 池 保 夫 | 大学教授 |
| 委 員 | 小 室 大 | 行政経験者 |
| 会長職務代理者 | 苦 田 文 一 | 弁護士 |
| 委 員 | 満 木 祐 子 | 弁護士 |

(五十音順)